

犯罪収益移転防止法

Q : 税理士さんに財産管理などをお願いしたら本人確認されるようになったと聞きました。どのようになっているのですか？

A : 犯罪収益移転防止法によるもので、一定の行為・手続きをした場合に本人確認が必要になります。

【解説】

先ごろ、犯罪による収益の移転(マネーロンダリング)を防止し、テロなどに資金供給されないようにする犯罪収益移転防止法が施行されました。

これにより、税理士に次の業務を代理又は代行させる場合には、税理士に「本人確認」「本人確認記録の作成・保存(7年間保存)」「取引記録の作成・保存(7年間保存)」が義務付けられることとなりました。

- ① 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続き
- ② 会社の設立又は合併に関する行為又は手続き、その他政令で定める法人の組織、運営又は管理に関する行為又は手続き
- ③ 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分

ただし、次の業務については除外されています。

- ・ 租税の納付手続きの代行
- ・ 成年後見人としての業務
- ・ 財産の管理又は処分のうち、財産価額が200万円以下の取引
- ・ 現物出資財産等の価額が相当であることの証明等特定受任行為の代理でないもの

